

## デンマーク日本人会会則

- § 1 名称  
本会の名称はデンマーク日本人会とする。
- § 2 目的  
1. 会員相互間の親睦及び交流の促進  
2. 日本とデンマーク間の親善の推進  
3. 本会会員にとって有用な情報の収集と提供  
4. 上記 1、2、3 項の目的にかなう活動に対する協力と支援
- § 3 会員  
次のものは会員になることができる。  
1. 個人会員 第 2 条の目的に賛同し、規定の会費を納める者  
2. 法人会員 第 2 条の目的に賛同し、規定の会費を納める企業または団体
- § 4 会費  
1. 会費額は理事会により提案され、総会において決定される。  
2. デンマーク国外在住の会員については会費額を別途定める事ができる。
- § 5 会計年度  
本会の会計年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。
- § 6 理事会及び役員  
1. 理事会は会長および理事 6 名の計 7 名によって構成される。会長は必要に応じて補佐を任命することができる。  
2. 理事会は必要に応じて開催し、本会の活動を協議、遂行する。理事会の議事は会長が統括し、決議は出席者の多数決による。  
3. 在デンマーク日本国大使を名誉会長とする。参与は在デンマーク日本国大使が指名する。  
4. 顧問は理事会が推薦し、総会において選出される。
- § 7 役員を選出及び任期  
1. 会長は総会で選出される。  
2. 会長の任期は 2 年間とし、再選を妨げない。ただし 3 期までとする。
3. 理事は会長が指名し、総会において承認される。
- § 8 総会  
1. 総会は原則として毎年 1 回、3 月末日までに開催する。議題は下記の項目を含むものとする。  
(1) 総会議長の選出  
(2) 活動報告及びその承認  
(3) 決算報告、監査報告及びその承認  
(4) 次年度会費の決定  
(5) 会長の選出及び理事の承認  
(6) 監査の選出  
(7) 次年度活動計画及び予算の承認  
(8) その他  
2. 理事会は必要と認める場合、臨時総会を開催することができる。  
3. 総会は、会長が 3 週間前までに書面をもって通知し会員を招集する。  
4. 総会の議決は出席会員の過半数による。
- § 9 活動  
1. 本会は第 2 条に定める目的を達成するため、各種活動、行事を行う。理事会は必要に応じて実行委員会を設置することができる。  
2. 会務は日本語によって行われる。
- § 10 事務局  
本会の事務局は理事会が適切と認める場所に設置する。
- § 11 会則の改正  
本会則は総会の議決によって改正される。
- § 12 会の終結  
本会の解散は総会において決議され、資産は総会決議に基き非営利組織へ譲渡される。
- \*\*\*\*\*  
作成：1991 年 9 月 15 日  
改正：平成 3 年 9 月 15 日、改正：平成 5 年 5 月 16 日、平成 7 年 5 月 14 日、平成 8 年 5 月 19 日、平成 9 年 5 月 25 日、平成 10 年 4 月 22 日、平成 11 年 5 月 23 日、2000 年 5 月 14 日、2001 年 5 月 6 日、2003 年 5 月 11 日、2006 年 5 月 28 日、2012 年 4 月 22 日、2014 年 5 月 11 日